

(証券コード5721)
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月5日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目9番13号
エスクリプトエナジー 株式
代表取締役社長 久 永 賢 剛

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第107回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.s-cryptoenergy.jp/e-soukai.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスクリプトエナジー」又は「コード」に当社証券コード「5721」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月26日（金曜日 午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町一丁目3番1号
TKP新橋カンファレンスセンター
(幸ビルディング16階) ホール16E

当会場の都合により、9時30分以前にお越しいただいても
入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。

なお、末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項
報告事項

第107期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

■お知らせ

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合並びに**会場に変更**が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（アドレス <http://www.s-cryptoenergy.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ・ 計算書類の「個別注記表」「会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の報告書」したがいまして、当該書面に記載している計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

- 株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。**
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2026年6月29日(月曜日)
午前10時開催



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出していただきますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

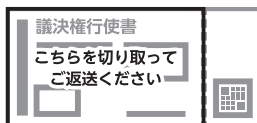
当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限
2026年6月26日(金曜日)
午後5時30分必着

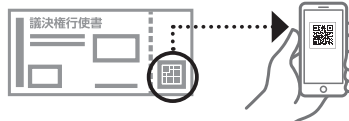
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2026年6月26日(金曜日)
午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネットによるご行使

行使期限
2026年6月26日(金曜日)
午後5時30分まで

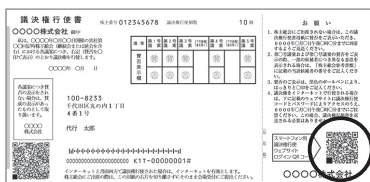
当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

詳細につきましては次頁をご覧ください。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

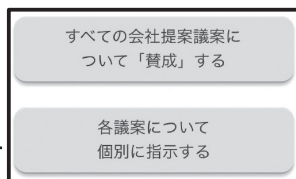


同封の議決権行使書紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンカメラで読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



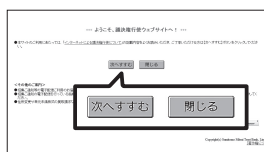
以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック



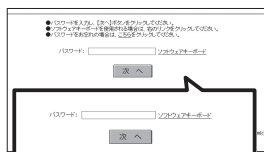
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

2 ログインする



「議決権行使コード」*を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力



「パスワード」*を入力し、「次へ」をクリック

※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください。



議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前**までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。



書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

※インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の現行定款に定める目的事項について、事業内容の実態に照らし整理を行い、不要となった項目の削除を行うとともに、文言の明確化および表現の統一を図るものであります。

また、上記の整理に伴い、事業内容の関連性及び体系性を踏まえ、目的事項の順序についても見直しを行うものであります。

さらに、事業領域の再編に対応するとともに、ガバナンス体制の一層の強化及び法令等との整合性を確保するため、公告方法の見直しその他所要の規程の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 暗号資産の投資および運用	1. (現行通り)
2. 暗号資産に関連・付帯する業務全般	2. (現行通り)
3. デジタル資産（暗号資産を含む）を用いたトレジャリー運用に関するコンサルティング、助言およびアドバイザー業務	3. (現行通り)
8. 暗号資産のマイニング（採掘）およびブロックチェーン技術を利用した計算処理ならびにこれらに関連するインフラ設備の構築、運営および管理に関する事業	4. (現行通り)
4. 貸金業およびその斡旋	5. (現行通り)
5. 有価証券の投資および運用	6. (現行通り)
27. 金融全般ならびに営業に関わるコンサルタント業	7. (現行通り)
51. 特定目的会社、特別目的会社および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理（海外での事業を含む）	8. (現行通り)
52. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務	9. (現行通り)

現 行 定 款		変 更 案	
6.	再生可能エネルギー等を利用した発電ならびに電気の供給事業および再生可能エネルギー等を有効利用した事業に関するコンサルタント業務	10.	(現行通り)
7.	再生可能エネルギー発電設備およびシステム、蓄電設備、その関連商品の設計、施工、仕入れ、販売、賃貸、リース、管理および保守	11.	(現行通り)
60.	再生可能エネルギーによる発電システムならびにその設備の企画、製造、販売、輸出入、仲介およびコンサルタント業務	12.	(現行通り)
61.	電力の購入および販売業務	13.	(現行通り)
9.	AI（人工知能）向け計算処理に係るデータセンターの企画、設置、運営、管理および保守事業	14.	(現行通り)
10.	ニッケル、コバルトおよびその他の金属の製造ならびに販売	15.	(現行通り)
11.	ニッケル、コバルトおよびその他の金属の塩類ならびに化合物の製造および販売	16.	(現行通り)
50.	銅、アルミ、チタン、亜鉛等の仕入販売	17.	(現行通り)
15.	不動産の売買、賃貸、その仲介および鑑定ならびに不動産に関するコンサルタント業	18.	(現行通り)
85.	前各号に付帯する一切の業務	19.	(現行通り)
12.	特殊鋼、合金鉄および特殊合金の販売		(削除)
13.	磁石・磁気素材の販売		(削除)
14.	金属粉末の販売		(削除)
16.	建築・土木に係る設計および工事監理ならびに測量・建設に係るコンサルタント業		(削除)
17.	建築・土木工事の請負および施工ならびに建築・土木資材の販売		(削除)
18.	不動産および不動産に関する権利または有価証券を担保とする金銭の貸付ならびにその他の金銭の貸付		(削除)
19.	総合リース業		(削除)
20.	建物設備の保守管理および清掃業		(削除)
21.	オートバイ、自動車(特殊車輛を含む)、重機、鉱産物、農産物、水産物、畜産物、動物および植物、冷凍食品および加工食品の売買、保管ならびにその仲介および輸出入業務ならびにこれらに関するコンサルタント業務		(削除)
22.	有機系廃棄物の高速コンポスト化処理設備の製造販売およびコンサルタント業		(削除)
23.	有機系廃棄物の再生処理およびコンポストの販売		(削除)
24.	コンポストの燃料化製品の製造・販売		(削除)
25.	土壌改良剤の開発・コンサルタント業務および製造・販売		(削除)
26.	産業廃棄物の収集・運搬および処理施設の運営		(削除)

現 行 定 款	変 更 案
28. 幼児、小学生、中学生、高校生等に対する学力養成および進学指導に関する学習塾の経営、コンサルティングならびに情報提供サービス	(削除)
29. 通信教育全般および通信制高校在校生に対する学習指導および学校教育法施行令に基づく技能教育施設の運営受託業務	(削除)
30. 英会話、一般教養、趣味等に関する文化教室・教養講座等の企画・立案・運営	(削除)
31. 模擬学力試験の企画・立案・実施	(削除)
32. 国内外における日本語および外国語の教習ならびに学校経営とこれらに関するコンサルタント業務	(削除)
33. フランチャイズチェーンシステムによる学習塾の指導・育成	(削除)
34. 印刷出版業	(削除)
35. 広告代理店業	(削除)
36. 特定労働者派遣事業	(削除)
37. 旅行業法に基づく旅行業	(削除)
38. 損害保険代理業	(削除)
39. 生命保険の募集に関する業務	(削除)
40. 飲食業の仕入・販売ならびに飲食店の経営およびホテル、ペンション、旅館の経営ならびに立案、企画、コンサルタント業務	(削除)
41. 古物および骨董品に関する専門家養成教室の経営	(削除)
42. 古物および骨董品の卸売および販売ならびに輸出入業務	(削除)
43. 日用品雑貨、スポーツ用品の販売ならびに輸出入	(削除)
44. インターネットによる情報提供に関わる一切のサービス	(削除)
45. 運送業	(削除)
46. 車輛等の排気ガス低減装置、燃焼および浄化促進材、燃料添加触媒の製造ならびに販売とそれらに関連する技術指導ならびにコンサルタント業務	(削除)
47. 業務用アミューズメント機器のレンタルおよび販売ならびに開発	(削除)
48. 遊戯施設（ゲームコーナー・パチンコ等）の設置および運営	(削除)
49. アスベスト除去ならびに廃棄に関する一切の業務	(削除)
53. 機械設備およびプラント類の調査、設計および製造業	(削除)
54. 老人ホーム、ケアハウスの経営ならびに運営および介護事業	(削除)
55. 駐車場の経営	(削除)
56. 電子機器の輸出入、製造、販売およびそれに付帯する技術サービスに関する事業	(削除)
57. 電器製品の販売およびコンサルタント業務	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
58. 酒類、食品、飲料水等の製造ならびに販売とそれらに関連するコンサルタント業務	(削除)
59. 360度パノラマ画像処理ならびに生体認証技術の研究開発ならびに製造販売	(削除)
62. 墓地に関する企画設計および墓地の販売および運営管理	(削除)
63. 石材製品の設計、製造、販売および施工	(削除)
64. 碎石等の採掘、運搬および販売に関わる業務	(削除)
65. 国内外の人材研修、紹介、派遣事業およびコンサルタント業務	(削除)
66. 塗装工事業	(削除)
67. 防水工事業	(削除)
68. 内装仕上工事業	(削除)
69. 煙草、塩、米穀の販売	(削除)
70. 酒類、生鮮食料品、清涼飲料水、冷凍食品、加工食品等の小売販売ならびに加盟店の運営およびコンサルタント業	(削除)
71. 紳士服、婦人服、衣料品、アクセサリーの販売	(削除)
72. 医薬品、医薬部外品、医療品、医薬用具、化粧品、日用品雑貨の販売	(削除)
73. 書籍、コンパクトディスクの販売	(削除)
74. 酒類・食料品の卸売および輸出入	(削除)
75. 防犯、防火、防災および安全に関する設備機器、システムの開発、製造、販売ならびに輸入業	(削除)
76. コンピューター、工作機械、計量・計測機械、電気通信機器、産業用電気機械機器、家庭用電気機械器具および周辺機器の開発、製造、販売ならびに輸出入業	(削除)
77. 精密機械の販売	(削除)
78. 前各号に関わるコンピューターのソフトウェアの開発、販売ならびに輸出入業	(削除)
79. 電気工事、消防施設工事および電気通信機器工事の請負	(削除)
80. インターネット、その他の通信を利用した通信販売業	(削除)
81. デジタルサイネージ、デジタル表示機器の製造、販売ならびに輸出入業	(削除)
82. コンピュータ等情報機器のシステム設計ならびにソフトウェアの開発および販売	(削除)
83. クラウド型情報処理システムの開発、販売ならびに運営	(削除)
84. 前各号の機械器具の保守	(削除)
<p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>第5条（公告方法） 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 9 条 (単元未満株式の買増請求) 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を買増請求することができる。</p> <p>第 11 条 (株式取扱規定) 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 9 条 (単元未満株式の買増請求) 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を買増請求することができる。</p> <p>第 11 条 (株式取扱規程) 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 16 条 (総会の決議の方法) 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 16 条 (株主総会の決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>第 22 条 (取締役の解任方法) 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。 2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分2以上をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>第 22 条 (取締役の解任方法) 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。 2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第 24 条 (取締役会) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p>	<p>第 24 条 (取締役会) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第 27 条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p>	<p>第 27 条 (取締役の責任免除) 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 等 委 員 会</p> <p>第 29 条 (監査等委員会に関する事項) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。</p> <p>第 30 条 (監査等委員会の議事) 監査等委員会の議事については、開催日および場所、議事の経過の要領およびその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則第 110 条の 3 第 3 項に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をし、監査等委員会の日から 10 年間本店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 等 委 員 会</p> <p>第 29 条 (監査等委員会に関する事項) 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第 30 条 (監査等委員会の議事) 監査等委員会の議事については、開催日および場所、議事の経過の要領およびその他の結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員の氏名等その他会社法施行規則に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をし、監査等委員会の日から、法令に定める期間、本店に備え置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任に関する議案内容の決定は、監査等委員会が行う。 3. 取締役会は、前項2.の当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 2. 前項の選任に関する議案内容の決定は、監査等委員会が行う。 3. 取締役会は、前項の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。</p>
<p>第33条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員の同意を得た上で、取締役会に諮り決定する。</p>	<p>第33条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得た上で、取締役会に諮り決定する。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条（転換社債の転換と剰余金の配当等） <u>当社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当の計算については、転換の請求のなされた日の属する事業年度の始めに転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第40条（剰余金の配当等の除斥期間） 期末配当金または中間配当金はその支払確定の日から満3年経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>第39条（剰余金の配当等の除斥期間） 期末配当金または中間配当金はその支払確定の日から満3年経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">ひろせ たくや 廣瀬 卓也 (1975年 7月3日生)</p>	<p>1999年 4月 野村證券(株) 入社 2004年 10月 メリルリンチ日本証券(株) (現: BofA証券(株))入社 2009年 8月 PwCアドバイザリー(株) (現:PwCアドバイザリー (同)) 入社 2011年 6月 モルガン・スタンレーMUFJ証券(株) エグゼクティブ・ディレクター 2018年 4月 (株)リミックスポイント 執行役員 CFO 2019年 6月 同社取締役 CFO 2022年 12月 (株)緑コーポレーション 代表取締役 (現任) 2025年 6月 当社 社外取締役 2025年 11月 当社 取締役 (現任) 現在に至る</p> <p><u>(選任理由)</u> 金融機関における長年の経験に加え、上場会社において取締役CFOを務めるなど、財務戦略、資本政策及び事業開発に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、暗号資産関連事業に関する実務経験を有するとともに、不動産事業及びアドバイザリー事業についても深い理解を有しており、経営全般を俯瞰した助言及び監督を行っていただけると判断し、選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	ひさなが けんこう 久永賢剛 (1971年 7月30日生)	<p>2012年 2月 (株)ティービーアイ 鹿児島支店長</p> <p>2015年 10月 同社 経営企画室 次長</p> <p>2019年 4月 同社 静岡支店長</p> <p>2020年 4月 同社 セキュリティー1部 次長</p> <p>2022年 4月 同社 SI事業部首都圏営業2部 次長</p> <p>2023年 12月 同社 退社</p> <p>2023年 12月 当社入社 新規事業担当 業務部長</p> <p>2024年 6月 当社 常務取締役</p> <p>2025年 1月 当社 代表取締役社長 (現任) 現在に至る</p> <p><u>(選任理由)</u></p> <p>営業及び経営企画分野における豊富な経験を有し、当社においては新規事業の推進及び経営全般の統括を担っております。現在は代表取締役社長として事業成長を牽引しており、その実績と見識から、引き続き当社の経営を担うに適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	11,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	たしる たかし 田 代 卓 (1986年 1月7日生)	<p>2016年 12月 (株)リミックスポイント 入社 2016年 12月 (株)ビットポイントジャパン (現:SBI VCトレード(株)) マーケティング部長</p> <p>2019年 4月 同社 経営企画部長 2020年 5月 同社 取締役CSO 2022年 1月 同社 代表取締役社長 2022年 9月 (株)ビットポイント・ホールディングス (現:イプシロン・ホールディングス(株)) 取締役 2022年 9月 SBIクリプトアセットホールディングス(株) 代表取締役社長 2023年 4月 (株)HashHub 取締役 2023年 12月 SBI XDC Network APAC(株) 取締役 2024年 4月 SBIデジタルファイナンス(株) 取締役 2025年 6月 (株)リミックスポイント 代表取締役社長CEO 現在に至る</p> <p><u>(選任理由)</u> 暗号資産交換業者及びデジタルファイナンス関連企業において、マーケティング、経営企画、事業運営及び経営管理を担い、複数の暗号資産関連企業において経営に携わるなど、同領域に関する豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。当社が推進するトレジャリー事業を中心として、戦略立案、業務遂行及び管理体制の強化に貢献していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	せき たかのり 関 孝 徳 (1981年 6月1日生)	<p> 2005年 4月 (株)さくらや 入社 2015年 10月 (株)リアルワールド (現:(株)デジタルプラス) 入社 2019年 5月 (株)bitFlyer 入社 2020年 3月 公認不正検査士(CFE)資格を取得 2021年 2月 第一商品(株) (現:unbanked(株)) 入社 2025年 5月 (株)会計監査総合研究所 代表取締役社長 (現任) 2025年 6月 当社 社外取締役 (現任) 2025年 11月 当社 取締役 (現任) 現在に至る </p> <p> <u>(選任理由)</u> 暗号資産関連の業界経験が長く、上場企業の管理部門において経理・総務・法務等の中枢業務を行っておりました。 また、公認不正検査士として、各種法人の不正調査に従事しております。当社の経営監督機能及び監査機能の向上、並びに当社のコーポレート・ガバナンスの向上に貢献していただけることを期待し、同氏を当社の取締役として選任をお願いするものであります。 </p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	しもおか ひろし 下岡 寛 (1974年 8月12日生)	<p>2002年 10月 (株)修学社 入社 2008年 2月 (株)東理ホールディングス (現:(株)エルアイイーエイチ) 入社 2023年 3月 同社 経営企画室 経理部長 2024年 6月 同社 取締役 経理部長 2024年 8月 同社 代表取締役社長 2025年 6月 当社 社外取締役 (現任) 現在に至る</p> <p><u>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</u> 経理及び経営企画の責任者を歴任し、さらに代表取締役として企業経営に携わるなど、ガバナンス及び内部統制に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2025年からは当社社外取締役として、当社グループ経営の健全性向上に貢献いただいております。財務及びガバナンスに関する豊富な実務経験と専門的視点を活かし、経営陣に対する助言を行うとともに、内部統制の強化及び企業価値向上への貢献を期待し、引き続き社外取締役候補者としてしました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時において約1年です。</p>	一株

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2.下岡寛氏は社外取締役候補者であります。
 3.当社は、下岡寛氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。
 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案を本総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">ふくだ けん 福田 健 (1967年 6月18日生)</p>	<p>1995年 4月 (株)ヤオハンジャパン 入社 2000年 9月 衆議院議員公設秘書 2010年 5月 (株)セキド 社外取締役 2011年 6月 (株)バルクホールディングス 社外監査役 2012年 4月 (株)ストリーム 社外取締役 2012年 12月 衆議院議員 政策担当秘書 (現任) 2019年 3月 (株)環境フレンドリーホールディングス 社外取締役 (現任) 2025年 6月 当社 社外取締役 (現任) 現在に至る</p> <p><u>(社外取締役監査等委員候補者とした理由 及び期待される役割)</u> 衆議院議員秘書として培った政策・法務に関する知見に加え、上場会社における社外取締役及び監査役としての経験を通じ、企業経営に関する幅広い見識を有しております。2025年からは当社社外取締役として、当社の経営に対する監督機能の強化に貢献いただいております。これらの経験と見識を活かし、当社の経営に対して客観的かつ独立した立場から監査・監督及び助言を行うとともに、意思決定の適正性確保及びガバナンス体制の強化に貢献いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時に於いて約1年です。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	<small>かんばやし ひでかず</small> 神林 秀和 (1954年 7月29日生)	<p>1977年 4月 山形証券(株) 入社 1979年 2月 同社 退社 1979年 3月 セコム(株) 入社 2008年 4月 同社 東関東本部 営業部長 2013年 10月 同社 渋谷統括支社 参与 2018年 9月 同社 退社 2018年 10月 (株)ティービーアイ 顧問 2024年 11月 同社 退社 2024年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現任) 2024年 11月 東洋通信工業(株) 顧問 (現任) 現在に至る</p> <p><u>(社外取締役監査等委員候補者とした理由 及び期待される役割)</u> 永年にわたり警備会社においてマネージャーを務め、人材育成及び業務拡大を推進してきた豊富な経験と幅広い見識を有しております。2024年からは当社社外取締役監査等委員として、当社経営の監査及び監督機能の強化に貢献いただいております。これらの経験と見識を活かし、当社の経営に対して客観的かつ中立的な立場から監査・監督を行うとともに、ガバナンス体制の強化に資する適切な助言を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役監査等委員候補者となりました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時において約2年です。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	淵 邊 善 彦 (1964年 5月8日生)	<p>1987年 3月 東京大学法学部卒業</p> <p>1989年 3月 司法修習（第41期）修了 弁護士登録（第一東京弁護士会） 西村眞田法律事務所 （現:西村あさひ法律事務所・外国法共同事 業）入所</p> <p>2000年 7月 TMI総合法律事務所 パートナー就任</p> <p>2008年 4月 中央大学ビジネススクール 客員講師</p> <p>2013年 4月 中央大学ビジネススクール 客員教授 （2022年3月まで）</p> <p>2016年 4月 東京大学大学院法学政治学研究所 教授 （常勤 2018年9月まで）</p> <p>2019年 1月 ベンチャーラボ法律事務所 開設</p> <p>2025年 4月 (株)ストリーム 社外取締役（現任）</p> <p>2025年 6月 当社 社外取締役監査等委員（現任） 現在に至る</p> <p><u>（社外取締役監査等委員候補者とした理由 及び期待される役割）</u></p> <p>弁護士としての豊富な実務経験に加え、企業法務、国際法務及びコーポレートガバナンスに関する高度な専門的知見を有しております。2025年からは当社社外取締役監査等委員として、当社の経営監査及び監督機能の強化に貢献いただいております。これらの専門性と経験を活かし、当社の経営に対して客観的かつ独立した立場から監査・監督及び助言を行うとともに、コンプライアンス体制及びガバナンスのさらなる強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役監査等委員候補者としました。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時に於いて約1年です。</p>	一株

- (注) 1.各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.福田健氏、神林秀和氏及び淵邊善彦氏は社外取締役候補者であります。
- 3.福田健氏、神林秀和氏及び淵邊善彦氏が社外取締役に選任された場合には、(株)東京証券取引所の規定に定める独立役員として、同取引所に届け出をいたします。
- 4.当社は、神林秀和氏及び淵邊善彦氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。また、福田健氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、同様の契約を新たに締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額であります。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求された場合、法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しの動きが見られ、政府による各種物価高対策の効果も相まって、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高止まりや、為替相場の変動、さらには米国の通商政策の影響に加え、期末にかけては中東地域における地政学的緊張の高まりを背景としたエネルギー価格の上昇懸念や物流の混乱リスクが顕在化するなど、先行き不透明な状況が一層強まりました。

このような経営環境の下、当社におきましては、各事業における収益力の強化及び新規事業の立ち上げに取り組んでまいりました。その結果、当事業年度における売上高は14億41百万円（前年同期比127.4%増）となり、不動産事業における物件売却の寄与により大幅な増収となりました。損益面につきましては、営業損失は1億46百万円（前年同期 営業損失2億92百万円）と赤字幅は縮小いたしました。

一方で、経常損益及び当期純損益につきましては、主に暗号資産の評価損の計上等により大幅な損失を計上し、経常損失は25億24百万円（前年同期 経常損失2億95百万円）、当期純損失は25億29百万円（前年同期 当期純損失96百万円）となりました。これらの損失は、主として期末時点における市場価格を反映した会計上の評価損によるものであり、当社のキャッシュ・フローに直接的な影響を及ぼすものではありません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(ニッケル事業)

LMEのニッケル価格の低水準が継続したことにより販売単価は低下したものの、販売数量の増加により売上高は6億16百万円（前年同期比1.5%減）と前年並みの水準を確保いたしました。セグメント利益（営業利益）は30百万円（前年同期 30百万円）となりました。

(不動産事業)

保有物件の売却を実現し、資産の流動化及び財務体質の改善を図るとともに、保有物件からの賃貸料収入を計上した結果、売上高は8億24百万円（前年同期 売上高8百万円）、セグメント利益（営業利益）4億28百万円（前年同期 セグメント損失（営業損失）5百万円）となりました。

(教育事業)

事業環境の変化により収益性の改善が見込めない状況が続いたことから、当事業年度に事業を廃止することといたしました。その結果、売上はありませんでした。

(スマートDXソリューション事業)

事業環境の変化により収益性の改善が見込めない状況が続いたことから、当事業年度に事業を廃止することといたしました。その結果、売上高は0.6百万円（前年同期 売上なし）でした。

(クリプトアセット事業)

2025年7月より開始した事業であり、当事業年度においては、暗号資産事業は継続的な運用収益を安定的に創出する体制の構築途上にあり、本格的な運用の進展には至っておりません。

また、暗号資産は市場環境により価格変動が大きい特性を有することから、暗号資産に係る評価損益、運用損益及び売却損益については、営業外損益にて計上いたしました。

その結果、セグメント損失（営業損失）は、費用の発生による5百万円となりました。

配当につきましては、誠に遺憾ではありますが、見送ることとさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、当社の現状にご理解いただき、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別売上高

区 分	当 事 業 年 度	
	金額 (百万円)	構成比 (%)
ニ ッ ケ ル 事 業	616	42.8
不 動 産 事 業	824	57.2
教 育 事 業	—	—
スマートDXソリューション事業	0	0.0
合 計	1,441	100.0

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

2025年9月4日に第8回第三者割当てによる新株式を発行し、これにより4,849百万円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

(営業体制の強化)

当社は、クリプトアセット事業、グリッド事業、ニッケル事業、不動産事業等に取り組み、各事業の活動により企業価値を高め収益向上と財務体質の強化を経営目標とし、業績の改革と業績向上に取り組んでまいります。

今後も各事業部門の改革と柔軟な営業活動により、黒字体質を目指した事業体制を確立し収益の改善に努めてまいります。

(内部統制の推進)

内部統制については、「内部統制基本方針」及び「コーポレートガバナンス・コードに対する基本方針」に基づき、重要リスクへの対策を強化し、実効性のある管理体制の構築に取り組んでおります。今後もこの仕組みに沿った運用を確実に進めてまいります。

また財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、当社の全社統制及び業務プロセスの整備・運用状況の評価を実施しております。これからもこの基本方針に沿った運用を確実に進めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第104期 (2023年 3月期)	第105期 (2024年 3月期)	第106期 (2025年 3月期)	第107期(当期) (2026年 3月期)
売 上 高 (千円)	806,791	718,710	634,428	1,441,465
経常利益又は損失(△) (千円)	△110,872	243,791	△295,954	△2,524,493
当期純利益又は損失(△) (千円)	△119,838	389,497	△96,734	△2,529,708
1株当たり当期純利益又は損失(△)(円)	△0.85	2.75	△0.68	△16.02
総 資 産 (千円)	2,777,842	3,122,255	3,006,612	4,701,922
純 資 産 (千円)	2,624,405	2,967,616	2,871,007	5,668,352

(10) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
ニ ッ ケ ル 事 業	ニッケル地金及びニッケル塩類の販売
不 動 産 事 業	土地、建物の売買、仲介及び賃貸
ク リ プ ト ア セ ッ ト 事 業	暗号資産の運用及び投資

(11) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名称	所在地
当 社 ・ 本 社	東京都中央区
川 口 工 場	埼玉県川口市
西 日 本 営 業 所	大阪市中央区
子会社・志村産業株式会社	東京都中央区

(12) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
17名	1名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、出向受入者1名が含まれております。

(13) 親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
志村産業株式会社	20,000 千円	100 %	産業設備等の設計・製作・販売

- ③ 当事業年度末日における特定完全子会社
該当事項はありません。

(14) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

- 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2026年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 700,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 175,143,022株(自己株式2,727株を除く) |
| (3) 株主数 | 69,563名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
KAY LEO BROTHERS LIMITED	9,317,156	5.32
品田 守敏	2,300,000	1.31
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,885,210	1.08
長崎 裕太	1,507,800	0.86
野村証券(株)	1,047,116	0.60
加藤 孝文	1,038,000	0.59
乾 峻輔	1,030,000	0.59
石原 慎也	1,026,500	0.59
武市 眞次	1,000,000	0.57
(株)東成工業	999,000	0.57

(注) 持株比率は、自己株式（2,727株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2025年8月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- | | |
|--------------|------------------------|
| ① 新株予約権の払込金額 | 新株予約権 1 個当たり228円 |
| ② 新株予約権の行使価額 | 1 個につき135円 |
| ③ 新株予約権の行使条件 | (注)1 |
| ④ 新株予約権の行使期間 | 2025年9月5日から2027年9月4日まで |
| ⑤ 当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び 社外取締役を除く）	12,900個	普通株式 1,290,000株	3名
社外取締役（監査等委員 を除く）	7,600個	普通株式 760,000株	2名

(注)1.新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役及び監査等委員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ②本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の150%を上回った場合にのみ、本新株予約権を行使できるものとする。
- ③新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社株価の終値が5取引日連続して行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合（以下「本行使義務事由」という。）、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする（以下「本行使義務」という）。本新株予約権者が、当社、当社子会社若しくは当社関係会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有しなくなった場合でも、本項に基づく本行使義務（当該地位を保有しなくなった後、本行使義務事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。）は消滅せず4.(6)①の定めにかかわらず、本新株予約権を行使しなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合。
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合。
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合。
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合。

- ④新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ⑤新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じて調整されるものとする。また、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合その他行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年8月18日開催の取締役会決議に基づき発行した第三者による第9回新株予約権

新株予約権の数(個)	KAYLEO 第9回新株予約権：175,000個 三崎優太氏 第9回新株予約権：45,500個 総数：220,500個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式：22,050,000株
新株予約権の払込金額(円)	1個あたり金：76円
新株予約権の発行時の払込金額(円)	16,758,000円
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個あたり金：122円 2,690,100,000円
新株予約権の行使期間	2025年9月5日(当日を含む。)から 2030年9月4日まで
新株予約権の行使の条件	下記(注)2、3及び4. 参照。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要する予定である。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	下記(注)9

KAYLEO BROTHERS LIMITED (以下「KAYLEO」という。)

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、金122円(以下「当初行使価額」という。)とする。

2. 行使価額の修正

(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、割当日より6ヶ月経過後（2026年3月4日以降）、当社取締役会の決議により、本新株予約権を行使価額修正型の新株予約権に切り替えることができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の2取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）以降、「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、「(2)新株予約権の内容等」注記第2項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。また、本新株予約権の行使価額は、本発行要項に従って調整されることがある。なお、以下に該当する場合には、当社はかかる取締役会決議及び通知を行う事ができないものとし、

①金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に就いて公表されていないものが存在する場合

②前回の行使価額修正通知を行ってから12ヶ月（1年間）が経過していない場合

(2) 行使価額は、前号に基づく切替えの効力発生日以後、修正日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が68円（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権）」において、「下限行使価額」といい、下記第4項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権）」において、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日以降、又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。
- ⑤上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(東証終値のない日数を除く。)の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使期間

2025年9月5日から2030年9月4日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日(機構の休業日等でない日をいう。)並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
- (2) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

8. 本新株予約権証券の発行及び株式の交付方法

- (1) 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。

9. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- ① 新たに交付される新株予約権の数
本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類
再編成対象会社の同種の株式とする。
- ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。
- ⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金別記「6. 新株予約権の行使期間」欄、別記「4. 新株予約権の行使の条件」欄、別記「7. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄、別記「8. 本新株予約権証券の発行及び株式の交付方法」欄及び別記「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて、組織再編行為に際して決定する。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久永賢剛	
取締役	廣瀬卓也	(株)緑コーポレーション 代表取締役
取締役	関孝徳	(株)会計監査総合研究所 代表取締役
取締役	下岡寛	
取締役	福田健	衆議院議員 政策担当秘書 (株)環境フレンドリーホールディングス 社外取締役
取締役(常勤監査等委員)	花岡正道	
取締役(監査等委員)	神林秀和	東洋通信工業(株) 顧問
取締役(監査等委員)	淵邊善彦	(株)ストリーム 社外取締役

- (注) 1. 下岡寛、福田健、神林秀和氏及び淵邊善彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等との十分な連帯を通じて監査の実効性を高めるため、花岡正道氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、(株)東京証券取引所に対し、取締役 神林秀和氏及び淵邊善彦氏を独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した会社役員

取締役の氏名等

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役会長	品田守敏	2025年6月27日
取締役(監査等委員)	矢部実麻子	2025年6月27日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 下岡寛、福田健の2氏及び取締役(監査等委員)花岡正道、社外取締役(監査等委員) 神林秀和、淵邊善彦の3氏とは、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限定額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び全ての当社子会社におけるすべての役員及びこれらに準ずる者を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・法律上の損害賠償金及び争訟費用に限り補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は、全額当社が負担しています。

(5) 取締役の報酬等

当社の役員の報酬制度は、コーポレートガバナンスに関する考え方等を勘案し株主総会で決議された報酬枠の範囲で、企業価値の持続的な向上を図り、人材の確保・維持し、動機付けるためのものとしております。

1. 役員報酬に関する基本的な考え方

- ・短期及び中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする。
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬とする。

2. 報酬水準

当社の事業内容及び経営環境を考慮して決定する。

3. 取締役の報酬等の額

当社取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は2022年6月29日開催の当社第103回定時株主総会において月額2,000万円以内(うち社外取締役分は月額 200万円以内)と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) 当該定時株主総会終結時点の取締役の人数は5名(うち社外取締役2名)です。

当社監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月29日開催の当社第103回定時株主総会において月額300万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の人数は3名です。

4. 報酬の決定方法及び取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任

当社は、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容に係わる決定方針(以下、決定方針という。)を2025年6月27日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されており、収益に關与する度合い、業務遂行の重要度、担う役割の大きさ、責任の範囲及び度合い等勘案して決定しております。また、取締役の個人別報酬等の内容の決定に当たっては、当社の収益実態、各取締役の職責及び業務遂行状況等を総合的に勘案して決定しているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬のみで構成されており、監査等委員間の協議により、常勤・非常勤等を勘

案して決定しております。

個別の報酬支給額の算定については、取締役会の委任決議に基づき、社内にて検討のうえ、最終的には、代表取締役社長 久永賢剛が決定しております。代表取締役社長が、会社全体の業績を俯瞰しつつ各役員を担当業績や職責を評価できることが権限を委任した理由であり、委任された権限は、取締役個人の報酬額であります。

(6) 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	42	40	—	1	6
（うち社外取締役）	(6)	(6)	(—)	(—)	(2)
監査等委員である取締役	17	16	—	0	4
（うち社外取締役）	(3)	(3)	(—)	(—)	(3)

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、役位や職務責任等を考慮し、独立社外取締役の意見に配慮しつつ取締役会にて決定しております。

(7) 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先と 当社との関係	当事業年度における 主な活動状況
取締役	下岡寛	—	社外取締役に就任後に開催された取締役会11回のうち11回、臨時取締役会3回のうち3回に出席しております。財務・ガバナンスの観点から、経営に対して客観的かつ中立的な立場で適宜、必要な発言を行っております。
取締役	福田健	—	社外取締役に就任後に開催された取締役会11回のうち11回、臨時取締役会3回のうち3回に出席しております。衆議院議員政策担当秘書としての経験並びに複数の上場会社における社外役員としての見識に基づき、経営全般に対し、客観的かつ中立的な立場から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	神林秀和	—	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席、臨時取締役会6回のうち6回出席、監査等委員会6回のうち6回出席しております。業務拡大を行った経験から、幅広い見識に基づき、経営に対して客観的かつ中立的な立場から適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	淵邊善彦	—	社外取締役監査等委員に就任後に開催された取締役会11回のうち11回出席、臨時取締役会3回のうち3回出席、監査等委員会4回のうち4回出席しております。弁護士としての幅広い見識に基づき、経営に対して客観的かつ中立的な立場から適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社と会計監査人は、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 監査法人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。
- ② 監査法人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに監査法人に結果を通知するものとしております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額

17,500千円

- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

17,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査契約における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し当期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決議し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）について基本方針を定め、その整備及び運用に努めております。なお、当社は現在子会社を有しておりませんが、将来的な企業集団の形成を見据え、グループ経営を前提とした内部統制体制の整備を行っております。また、当事業年度における内部統制システムの整備・運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業倫理に基づき、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令・定款の遵守及び社会倫理の遵守、各ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営、事業活動による価値創造を通じた社会への貢献を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - (2) 当社の役員は、この実践のため企業理念、企業行動規範、企業行動基準に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 - (3) 代表取締役は、内部統制管理責任者を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握並びにリスク管理に努める。内部統制管理責任者はコンプライアンス上の重要な問題点を審議し、その結果を取締役に報告する。取締役会は各業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
 - (4) 役職員の法令・定款違反については取締役会にて具体的な処分を決定する。
2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制
 - (1) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、企業行動規範、企業行動基準及びグループ企業倫理等の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び取締役・執行役員に、当社グループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (2) 当社グループの役員・使用人が当社グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、代表取締役並びに内部統制管理責任者に報告するものとする。内部統制管理責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ必要と認める場合適切な対策を決定する。
 - (3) 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして使用人が直接報告するコンプライアンスホットラインを設ける。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。報告・通報を受けた内部統制管理責任者はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議のうえ、決定し、全社的に再発防止策を実施する。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、株主総会議事録と関連資料、取締役会議事録と関連資料、取締役を決定者とする決定書類及びその他取締役の職務の執行に関する重要な附属書類など、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報を、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切に保存し、かつ管理する。
- (2) 取締役会議長は、上記（1）における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となり、総務担当取締役がこれを補佐する。この責任者の任務には会社法所要の議事録の作成に係る職務を含むものとする。
- (3) 上記（1）に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

4. 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、実践的な運用を行う。
- (2) 当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、内部統制管理責任者を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。当社グループの横断的リスクマネジメント体制の計画、整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行い、取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
- (3) 上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - ①地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - ②役員・使用人の不正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - ③取引先等の財務状況の悪化により、損失を被るリスク
 - ④金利、有価証券及び製品等の価格、為替等さまざまな市場のリスクファクターの変動により保有する資産及び製品の購入価格並びに販売価格が変動し、損失を被るリスク
 - ⑤財務内容の悪化、信用力低下等により必要な資金の確保ができなくなり資金繰りがつかなくなる場合等により損失を被るリスク
 - ⑥基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損失を被るリスク
 - ⑦その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
なお、代表取締役は、当社グループ全体組織を構築し、その効率的な運営とその監視監督体制の整備を行う。
 - (2) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ①職務権限・意思決定ルールの策定
 - ②取締役・執行役員を構成員とする取締役会の設置
 - ③取締役会による中間経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績の月次業績のレビューと改善策の実施
6. 当会社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - (2) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
 - (3) 代表取締役及び業務を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、代表取締役が、当社グループ各社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。
 - (4) 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要性に応じ取締役会等に報告されなければならない。
 - (5) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）が、監査等委員自ら又は当社の監査等委員会を通じて、当社グループの経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び業務監査部門との緊密な連携等の確な体制を構築する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査等委員が、監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、専任でかつ計数的な知見を十分に有する使用人を監査等委員付として置くものとする。

- (2) 監査等委員付は、監査等委員の指示に従いその職務を行うとともに、当社グループ会社の監査役を兼務可能とするが、グループ会社の業務の執行に係る役職は兼務しない。
 - (3) 監査等委員付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤の監査等委員の事前の同意をえる。
 - (4) 監査等委員付の人事考課については、常勤の監査等委員が行うものとする。
8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役・執行役員は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
 - (2) 代表取締役及び業務を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査等委員に対し報告を行う。
 - ①会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - ②会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ③社内外へ環境、安全、衛生又は製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - ④企業行動規範、企業行動基準、グループ企業倫理への違反で重大なもの
 - ⑤その他上記①～④に準じる事項
 - (3) 監査等委員会へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに監査等委員及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員の過半数は独立社外監査等委員とし、対外透明性を担保する。当該社外監査等委員は、当社が定める独立性要件を満足するものとし、その独立性要件は、監査等委員会が承認した監査等委員会規定並びに監査等委員会監査基準により定める。
 - (2) 当社の監査等委員会は、独自に意見形成するため、監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設ける。監査等委員会は、とりわけ専門性の高い法務・会計事項については、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。
10. 財務報告の信頼性と適性を確保するための体制
- 当社は、当社グループの財務報告に係る内部統制の適正化と信頼性を確保するために、財務報告に係わる内部統制の評価及び監査の基準に基づき、関連規定等を整備するとともに、代表取締役が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制並びにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行うものとする。

1 1. 当社における内部統制システムの運用状況の概要

当社が整備している内部統制システムにおける当期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

「企業行動規範」、「企業行動基準」及び「コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する基本方針」等を制定し、すべての役職員が法令及び定款に則って行動するように周知徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令・定款及び社内規程等に違反する行為の有無について厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、違反行為の未然防止に努めております。

当社は、社外取締役を2名選任しており、取締役会及び事業部会議等においてその見識を踏まえた意見や指摘を受けることで取締役会等における経営判断の適切性の向上と監督機能の強化を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

株主総会議事録及び取締役会議事録と関連資料や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）は「文書管理規程」等の社内規程に基づき、総務部において適切に保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

リスク管理の基本方針に基づき各所管部署から報告された戦略リスク、業務プロセスリスク及び不正リスク等のレビューを実施して全社的な情報共有に努めるほか、取締役会等において、当該リスクの管理状況について検討しております。

(4) 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と会計監査人、総務部とは、それぞれ適宜情報交換を行っております。また、監査等委員は取締役会・事業部会議等に出席し、重要事項について報告を受けております。

(5) その他業務の適正を確保するための体制

その他、当期における当社の主な取組みとしては、内部監査計画に基づき当社の内部監査を実施し、業務の適正を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な配当の維持・向上と自己株式の取得・消却を両軸として株主還元することを基本方針にしております。

また、健全な経営の維持への対応を勘案しながら、株主還元を適切に実施することは重要な経営課題の一つと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載している金額は、単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,227,255</b> | <b>流動負債</b>     | <b>930,509</b>    |
| 現金及び預金          | 1,502,265        | 買掛金             | 16,377            |
| 預け金             | 418,861          | 未払金             | 24,422            |
| 受取手形            | 3,803            | 未払費用            | 3,757             |
| 売掛金             | 107,451          | 1年内償還予定の社債      | 755,625           |
| 電子記録債権          | 37,672           | 未払法人税等          | 92,032            |
| 販売用不動産          | 15,066           | 未払消費税等          | 8,522             |
| 商品              | 135,999          | 預り金             | 2,240             |
| 前払費用            | 2,935            | 賞与引当金           | 3,486             |
| 未収入金            | 527              | 株主優待引当金         | 20,400            |
| 未収還付法人税等        | 59               | その他             | 3,645             |
| その他             | 2,648            | <b>固定負債</b>     | <b>35,920</b>     |
| 貸倒引当金           | △38              | 退職給付引当金         | 29,185            |
|                 |                  | 役員退職慰労引当金       | 4,530             |
|                 |                  | 受入敷金保証金         | 1,800             |
|                 |                  | 繰延税金負債          | 405               |
|                 |                  | <b>負債合計</b>     | <b>966,429</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,441,097</b> | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>260,800</b>   | <b>株主資本</b>     |                   |
| 建設仮勘定           | 260,800          | 資本金             | <b>2,269,492</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,180,297</b> | 資本剰余金           | <b>4,767,062</b>  |
| 暗号資産            | 3,136,210        | 資本準備金           | 2,169,492         |
| 投資有価証券          | 1,723            | その他資本剰余金        | 2,597,570         |
| 出資金             | 900              | <b>利益剰余金</b>    | <b>△2,356,784</b> |
| 敷金及び保証金         | 23,875           | その他利益剰余金        | △2,356,784        |
| 長期貸付金           | 2,400            | 繰越利益剰余金         | △2,356,784        |
| 会員権             | 19,308           | <b>自己株式</b>     | <b>△160</b>       |
| 長期未収入金          | 31,812           | <b>評価・換算差額等</b> | <b>880</b>        |
| その他             | 1,479            | その他有価証券評価差額金    | 880               |
| 貸倒引当金           | △37,412          | <b>新株予約権</b>    | <b>21,432</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,668,352</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>4,701,922</b>  |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b>  | <b>5,668,352</b>  |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から  
2026年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額       |                  |
|------------------------|-----------|------------------|
| 売 上 高                  |           | 1,441,465        |
| 売 上 原 価                |           | 881,363          |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |           | <b>560,101</b>   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |           | 706,191          |
| <b>営 業 損 失</b>         |           | <b>146,089</b>   |
| 営 業 外 収 益              |           |                  |
| 受 取 利 息                | 335       |                  |
| 受 取 配 当 金              | 51        |                  |
| 不 動 産 賃 貸 料            | 40        |                  |
| そ の 他                  | 251       | 678              |
| 営 業 外 費 用              |           |                  |
| 暗 号 資 産 評 価 損          | 1,863,789 |                  |
| 社 債 利 息                | 31,407    |                  |
| 社 債 償 還 損              | 199,217   |                  |
| 新 株 予 約 権 発 行 費        | 280,872   |                  |
| そ の 他                  | 3,795     | 2,379,082        |
| <b>経 常 損 失</b>         |           | <b>2,524,493</b> |
| <b>特 別 損 失</b>         |           |                  |
| 減 損 損 失                | 784       | 784              |
| <b>税 引 前 当 期 純 損 失</b> |           | <b>2,525,278</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  |           | 4,430            |
| <b>当 期 純 損 失</b>       |           | <b>2,529,708</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |           |           |                     |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     |           |           | 利益剰余金               |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |
| 当 期 首 残 高           | 100,000   | －         | 2,597,570 | 2,597,570 | 172,924             |
| 当 期 変 動 額           |           |           |           |           |                     |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 2,169,492 | 2,169,492 |           | 2,169,492 |                     |
| 当 期 純 損 失（△）        |           |           |           |           | △2,529,708          |
| 自 己 株 式 の 取 得       |           |           |           |           |                     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |           |           |           |                     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 2,169,492 | 2,169,492 | －         | 2,169,492 | △2,529,708          |
| 当 期 末 残 高           | 2,269,492 | 2,169,492 | 2,597,570 | 4,767,062 | △2,356,784          |

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |            | 評価・換算差額等         |            | 新株予約権  | 純 資 産 合 計  |
|---------------------|---------|------------|------------------|------------|--------|------------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計     | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |            |
| 当 期 首 残 高           | △94     | 2,870,400  | 606              | 606        | －      | 2,871,007  |
| 当 期 変 動 額           |         |            |                  |            |        |            |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |         | 4,338,984  |                  |            |        | 4,338,984  |
| 当 期 純 損 失（△）        |         | △2,529,708 |                  |            |        | △2,529,708 |
| 自 己 株 式 の 取 得       | △66     | △66        |                  |            |        | △66        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         | －          | 273              | 273        | 21,432 | 21,705     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △66     | 1,809,209  | 273              | 273        | 21,432 | 1,830,915  |
| 当 期 末 残 高           | △160    | 4,679,610  | 880              | 880        | 21,432 | 4,701,922  |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② 売買目的有価証券

時価法(売却原価は移動平均法により算定)

##### ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### ① 商品、原材料及び仕掛品

(ニッケル事業)

先入先出法

(その他の事業)

先入先出法

##### ② 貯蔵品

先入先出法

##### ③ 販売用不動産

個別法

#### (3) 暗号資産の評価基準及び評価方法

##### ① 暗号資産の期末評価

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### ② 暗号資産の取引に係る損益

暗号資産の取引に係る損益(評価損益を含む)は、損益計算書上営業外損益に表示しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物 附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物及び構築物 10年～50年  
機械装置及び運搬具 2年～10年  
また、2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で償却する方法によっております。
- (2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- (4) 長期前払費用……………定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金  
当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に充てるため、取締役会の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 株主優待引当金  
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

## 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービス

と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、収益認識に関する注記に記載のとおりであります。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

販売用不動産について

販売用不動産のうち一定基準をこえる特定物件にかかわる借入金利息を当該棚卸資産の取得価額に算入する方法を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産及び金額

| 用途   | 種類     | 場所     | 金額(千円) |
|------|--------|--------|--------|
| 東京本社 | 工具器具備品 | 東京都中央区 | 784    |

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業損益がマイナスの状態が継続中で、短期的な業績回復が見込めない状況と判断し、将来の収益見通しと回収可能性を勘案し回収可能価額をゼロとして減損損失を計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、事業セグメントを基本単位として資産をグルーピングしております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式 175,145,749株

2. 当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 2,727株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金 2,327,100千円

未払事業税 27,612千円

投資有価証券 28,173千円

減価償却超過額 508千円

貸倒引当金 11,804千円

その他 49,359千円

繰延税金資産小計 2,444,557千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △2,327,100千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △117,457千円

評価性引当額小計 △2,444,557千円

繰延税金資産合計 一千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △405千円

繰延税金負債合計 △405千円

繰延税金負債の純額 △405千円

(暗号資産に関する注記)

当社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

|          | 前事業年度<br>(2025年3月31日) | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 保有する暗号資産 | 一千円                   | 3,136,210千円           |

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

| 種類     | 前事業年度<br>(2025年3月31日) |          | 当事業年度<br>(2026年3月31日) |             |
|--------|-----------------------|----------|-----------------------|-------------|
|        | 保有数量(単位)              | 貸借対照表計上額 | 保有数量(単位)              | 貸借対照表計上額    |
| ビットコイン | —                     | 一千円      | 296.2406218BTC        | 3,136,210千円 |

②活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については原則として内部資金を源泉としております。また、資金運用については株式などの金融資産により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は余剰資金の運用目的で保有するものであり、投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されています。

当事業年度(2026年3月31日)

|        | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------|------------------|------------|------------|
| 投資有価証券 | 1,705            | 1,705      | —          |
| 資産計    | 1,705            | 1,705      | —          |

(※1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当事業年度(千円) |
|-------|-----------|
| 非上場株式 | 18        |

当事業年度(2026年3月31日)

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,502,265    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形   | 3,803        | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 107,451      | —                   | —                    | —            |
| 電子記録債権 | 37,672       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 1,651,194    | —                   | —                    | —            |

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

当事業年度(2026年3月31日)

|    | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|----|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債 | 755,625      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 合計 | 755,625      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度(2026年3月31日)

| 区分     | 時価(千円) |      |      |       |
|--------|--------|------|------|-------|
|        | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券 | 1,705  | —    | —    | 1,705 |
| 資産計    | 1,705  | —    | —    | 1,705 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者の取引

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。) 等

(ア) 主要株主等 (法人)

| 種類            | 会社等の名称<br>又は氏名                                 | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容<br>(注8)              | 取引金額<br>(千円)<br>(注8)            | 科目 | 期末残高<br>(千円)                    |
|---------------|------------------------------------------------|------------|--------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|----------------------------|---------------------------------|----|---------------------------------|
| 主要株主等<br>(法人) | KAY LEO BROTHERS LIMITED<br>(注1)               | SEYCHELLES | —                        | 不動産の売買等       | 5.32                          | —             | 新株予約権の付与<br>(注2)           | 2,135,000<br>(割当株数<br>17,500千株) | —  | 2,135,000<br>(割当株数<br>17,500千株) |
|               | LONG CORRIDOR Asset Management Limited<br>(注3) | Hong Kong  | —                        | 投資運用業         | —                             | —             | 新株予約権の付与<br>(注4)           | 4,080,900<br>(割当株数<br>33,450千株) | —  | —                               |
|               |                                                |            |                          |               |                               |               | 新株予約権の権利行使<br>(注5)         | 4,080,900<br>(割当株数<br>33,450千株) |    |                                 |
|               |                                                |            |                          |               |                               |               | 普通社債(ゼロクーポン債)の引受<br>(注6)   | 4,750,000                       | —  | 755,625                         |
|               |                                                |            |                          |               |                               |               | 普通社債(ゼロクーポン債)の繰上償還<br>(注7) | 3,994,375                       |    |                                 |

- (注) 1. KAY LEO BROTHERS LIMITEDは、2026年3月31日現在の株主名簿では議決権等の所有割合が5.32%になりますが、付与された新株予約権をすべて行使すれば、所有割合が15.32%となります。さらに当事業年度における2025年4月23日までの所有割合は21.93%となっておりましたので、主要株主等に該当する会社と判断しました。
2. 2025年8月18日開催の取締役会において第9回新株予約権の付与が決議されたことによるものです。なお、「取引金額」欄は当事業年度における新株予約権の付与による割当株数に行使価格を乗じた金額を記載しており、「期末残高」欄は当事業年度における新株予約権の数に行使価格を乗じた金額を記載しております。
3. LONG CORRIDOR Asset Management Limitedは、2026年3月31日現在では大量保有株主ではありませんが、当事業年度における2025年9月5日までの所有割合は19.11%となっておりましたので、主要株主等に該当する会社と判断しました。
4. 2025年8月18日開催の取締役会において第8回新株予約権の付与が決議されたことによるものです。なお、「取引金額」欄は当事業年度における新株予約権の付与による割当株数に行使価格を乗じた金額を記載しており、「期末残高」欄は当事業年度における新株予約権の数に行使価格を乗じた金額を記載しております。
5. 2025年8月18日開催の取締役会の決議において付与された第8回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
6. 当事業年度の取締役会決議により無担保普通社債が総額5,000,000千円発行されましたが、発行価格は額面100円につき95円のゼロクーポン債のため支払われた金額は4,750,000千円になります。
7. 当事業年度の取締役会決議により発行された無担保普通社債は新株予約権の早期行使の費用に割り当てのため一部繰上償還しました。
8. 取引条件及び価格については、市場環境等を勘案し合理的に決定しており、取締役会の承認を経ております。

## (イ) 役員

| 種類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業  | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円)              | 科目 | 期末残高<br>(千円)              |
|----|----------------|-----|--------------------------|----------------|-------------------------------|---------------|------------------------|---------------------------|----|---------------------------|
| 役員 | 久永賢剛           | —   | —                        | 当社代表取締役        | 0.01                          | —             | 新株予約権の付与(注1)           | 72,900<br>(割当株数<br>540千株) | —  | 71,550<br>(残株数<br>530千株)  |
|    |                |     |                          |                |                               |               | 新株予約権の<br>権利行使<br>(注2) | 1,350<br>(行使株数<br>10千株)   |    |                           |
|    | 廣瀬卓也           | —   | —                        | 当社取締役          | —                             | —             | 新株予約権の<br>付与(注1)       | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) | —  | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) |
|    | 関孝徳            | —   | —                        | 当社取締役          | —                             | —             | 新株予約権の<br>付与(注1)       | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) | —  | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) |
|    | 下岡寛            | —   | —                        | 当社取締役          | —                             | —             | 新株予約権の<br>付与(注1)       | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) | —  | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) |
|    | 福田健            | —   | —                        | 当社取締役          | —                             | —             | 新株予約権の<br>付与(注1)       | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) | —  | 51,300<br>(割当株数<br>380千株) |
|    | 花岡正道           | —   | —                        | 当社取締役<br>監査等委員 | —                             | —             | 新株予約権の<br>付与(注1)       | 12,420<br>(割当株数<br>92千株)  | —  | —                         |
|    |                |     |                          |                |                               |               | 新株予約権の<br>権利行使<br>(注2) | 12,420<br>(割当株数<br>92千株)  |    |                           |

- (注) 1. 2025年8月18日開催の取締役会において第7回新株予約権(有償ストック・オプション)の付与が決議されたことによるものです。なお、「取引金額」欄は当事業年度における新株予約権(有償ストック・オプション)の付与による割当株数に行使価格を乗じた金額を記載しており、「期末残高」欄は当事業年度における新株予約権の数に行使価格を乗じた金額を記載しております。
2. 2025年8月18日開催の取締役会の決議において付与された第7回新株予約権(有償ストック・オプション)の当事業年度における権利行使を記載しております。

(ウ) 役員等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業                      | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容<br>(注3)    | 取引金額<br>(千円)<br>(注3)         | 科目 | 期末残高<br>(千円)                 |
|-----|----------------|-----|--------------------------|------------------------------------|-------------------------------|---------------|------------------|------------------------------|----|------------------------------|
| 役員等 | 三崎優太<br>(注1)   | —   | —                        | 当社クリ<br>プトアセ<br>ット事業<br>開発担当<br>室長 | —                             | —             | 新株予約権の<br>付与(注2) | 555,100<br>(割当株数<br>4,550千株) | —  | 555,100<br>(割当株数<br>4,550千株) |

- (注) 1. 三崎優太氏は、当社のトレジャーアドバイザー事業において戦略設計、制度設計を担い、他の役員と同様に実質的に経営に参画しているもので役員等に該当するものと判断しました。
2. 2025年8月18日開催の取締役会において第9回新株予約権の付与が決議されたことによるものです。なお、「取引金額」欄は当事業年度における新株予約権の付与による割当株数に行使価格を乗じた金額を記載しており、「期末残高」欄は当事業年度における新株予約権の数に行使価格を乗じた金額を記載しております。
3. 取引条件及び価格については、市場環境等を勘案し合理的に決定しており、取締役会の承認を経ております。

(エ) 役員等が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）

| 種類                                    | 会社等の名称<br>又は氏名                  | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業       | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容<br>(注3) | 取引金額<br>(千円)<br>(注3) | 科目        | 期末残高<br>(千円) |
|---------------------------------------|---------------------------------|------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------|---------------|----------------------|-----------|--------------|
| 役員等が議決権の過半数を所有している会社<br>(当該会社の子会社を含む) | 三崎未来<br>ホールディングス<br>(株)<br>(注1) | 東京都<br>渋谷区 | 100,000                  | 事業持株<br>会社          | —                             | 業務委託の<br>契約   | 業務報酬の支<br>払   | 5,000                | 未払金       | 500          |
|                                       |                                 |            |                          |                     |                               | 土地の購入         | 土地の購入         | 10,000               | 建設仮勘<br>定 | 10,000       |
|                                       | 三崎未来<br>電子(株)<br>(注2)           | 東京都<br>渋谷区 | 100,000                  | 電動バイ<br>クの開<br>発・販売 | —                             | 建物の購入         | 建物の購入         | 250,800              | 建設仮勘<br>定 | 250,800      |

- (注) 1. 当社の役員等である三崎優太氏が所有しています。
2. 当社の役員等である三崎優太氏が所有しています。
3. 取引条件及び価格については、市場環境等を勘案し合理的に決定しており、取締役会の承認を経ております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度 (自 2025年3月31日 至 2026年3月31日)

(単位 : 千円)

|               | 報告セグメント |            |         |      |                 | その他 | 合計        |
|---------------|---------|------------|---------|------|-----------------|-----|-----------|
|               | ニッケル事業  | クリプトアセット事業 | 不動産事業   | 教育事業 | スマートDXソリューション事業 |     |           |
| 顧客との契約から生じる収益 | 616,307 | —          | 816,439 | —    | 692             | —   | 1,433,440 |
| その他の収益        | —       | —          | 8,025   | —    | —               | —   | 8,025     |
| 外部顧客への売上高     | 616,307 | —          | 824,464 | —    | —               | —   | 1,441,465 |

- (注) 1. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等であり  
ます。
2. 2025年7月より暗号資産関連の事業としてクリプトアセット事業を立ち上げましたが、暗号資産の  
価格は市場環境により大きく変動する特性を踏まえ、暗号資産に係る評価損益、運用損益、売却損  
益等については、営業外損益で計上することとしました。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で又は充足するにつれて収益を認識する

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであり  
ます。

#### (1) 商品の販売に係る収益

主に商品の販売は卸売であり、出荷から納品までの期間が通常の期間であると判断していることから、当該  
商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、卸売りは約束された対価は商品の引渡し後通常は1ヶ月以内で、手形支払いの場合でも概ね6ヶ月以  
内に支払いを受けており、重大な金融要素は含まれておりません。

#### (2) その他の販売に係る収益

主に不動産の販売や不動産の管理に係る手数料等が含まれ、これらの取引は契約上の条件が履行された時点  
をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

不動産は、約束された対価は不動産を引渡し時に代金を支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおり  
ません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 26円85銭  |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △16円02銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(1) 第10回新株予約権（株主割当による資金調達の実施）

当社は、2026年2月27日開催の臨時株主総会において、株主割当による第10回新株予約権の無償発行について決議し、同日付で割当を実施いたしました。

本新株予約権は、2026年1月15日時点の株主に対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合で割当てられており、新株予約権1個につき普通株式2.5株を取得可能であります。また、行使価額は1株当たり106円、行使期間は2026年4月1日から2026年6月30日までとなっております。

本新株予約権の行使により調達される資金の総額は最大で46,412百万円（差引手取概算額43,814百万円）となる見込みであり、主として暗号資産の取得及びデジタルアセット領域における戦略的投資等に充当する予定であります。

なお、行使開始後の行使状況を含め、実際の資金調達額及び当社の財政状態並びに経営成績に与える影響については不確定な状況であります。

(2) 株式会社SDSホールディングスとの投資及び業務提携

当社は、2026年4月20日開催の取締役会において、株式会社SDSホールディングスが発行する新株予約権の一部引受による投資を行うとともに、同社との間で業務提携契約を締結することを決議いたしました。

本投資に係る総投資額は約13億円であり、暗号資産分野及びAIデータセンター関連分野における連携を通じた成長機会の創出を目的としております。

なお、本件が当社の財政状態並びに経営成績に与える影響については、現時点において未定であります。

(3) 太洋物産株式会社への投資

当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、太洋物産株式会社が発行する新株予約権の一部引受による投資を行うことを決議いたしました。

本投資に係る総投資額は約3億円であり、投資リターンの獲得及び収益基盤の多様化を目的としております。

なお、本件が当社の翌期業績に与える影響は軽微である見込みであります。

(4) 株式会社環境フレンドリーホールディングスへの投資及び業務提携契約の締結について

当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、株式会社環境フレンドリーホールディングスが発行する第23回新株予約権の一部を引き受けることにより同社への投資を行うとともに、同社との間でマイニング事業、蓄電池事業及びAIデータセンター事業に関する業務提携契約を締結することを決議いたしました。

本投資に係る総投資額は、新株予約権の取得費用及び行使価額の合計で約13億円であります。

なお、本件が当社の業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年6月4日

エスクリプトエナジー株式会社  
取締役会 御中

KDA監査法人  
東京都中央区  
指定社員 公認会計士 佐佐木 敬昌  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 毛利 優  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスクリプトエナジー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年2月27日開催の臨時株主総会において、株主割当による第10回新株予約権の無償発行について決議し、同日付で割当を実施した旨の記載がある。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年4月20日開催の取締役会において、株式会社SDSホールディングスが発行する新株予約権の一部引受による投資を行うとともに、同社との間で業務提携契約を締結することを決議した旨の記載がある。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年4月24日開催の取締役会において、太平洋物産株式会社が発行する新株予約権の一部引受による投資を行うことを決議した旨の記載がある。

4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年5月21日開催の取締役会において、株式会社環境フレンドリーホールディングスが発行する第23回新株予約権の一部を引き受けることにより同社への投資を行うとともに、同社との間でマイニング事業、蓄電池事業及びAIデータセンター事業に関する業務提携契約を締結することを決議した旨の記載がある。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 KDA 監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月4日

エスクリプトエナジー株式会社 監査等委員会

監査等委員 花岡正道 ㊟

監査等委員 神林秀和 ㊟

監査等委員 淵邊善彦 ㊟

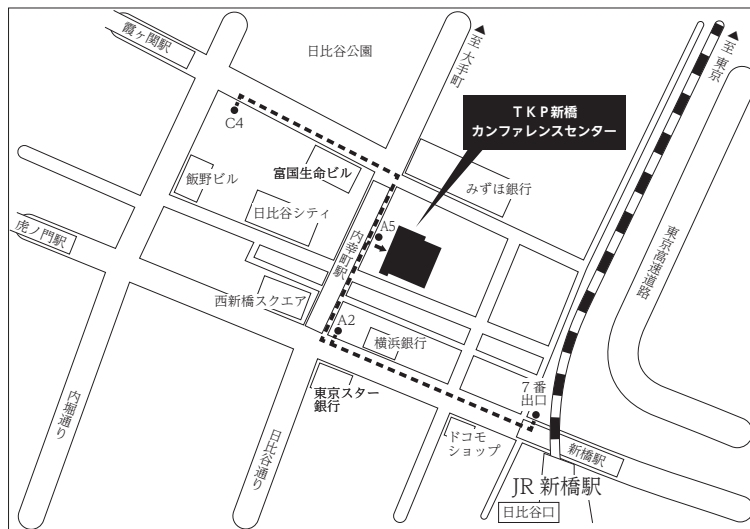
(注)監査等委員神林秀和及び淵邊善彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：TKP新橋カンファレンスセンター  
所在地：東京都千代田区内幸町一丁目3番1号  
(幸ビルディング16階) ホール16E  
電 話：03(3573)3721 (エスクリプトエナジー株式会社)  
(注)当会場の都合により、9時30分以前にお越しいただいても、ご入場はできませんのでご来場はそれ以後にお願いいたします。



## 「交通のご案内」

< JR東日本 >

(山の手線) 新橋駅 日比谷口 下車徒歩7分

< 地下鉄 >

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| (日比谷線) 霞ヶ関駅 C4出口 下車徒歩8分 | (銀座線) 新橋駅 7番出口 下車徒歩7分   |
| (丸ノ内線) 霞ヶ関駅 C4出口 下車徒歩8分 | (都営三田線) 内幸町駅 下車徒歩1分     |
| (千代田線) 霞ヶ関駅 C4出口 下車徒歩8分 | (都営浅草線) 新橋駅 7番出口 下車徒歩7分 |

●株主総会にご出席の株主様へのお礼の品(お土産)の配布はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT



環境に配慮した「植物油インキ」  
を使用しています